

【上越市内で引越し(転居)をされた方又は世帯主が変わった方へ】

上越市役所
〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号
Tel : 025-526-5111

■ 転居又は世帯主変更等に際して必要な諸手続を担当する課をご案内します。

※ 転居又は世帯主変更等の事実が発生してから14日以内に届出をしてください。転居及び世帯主変更等の事実が発生する前には届出はできません。

※ 世帯主が亡くなった際に死亡届を休日又は時間外の窓口へ提出された方で、亡くなった世帯主以外に世帯員が2人以上いる場合は、残った世帯員の中から世帯主を決めていただきますので、市民課の窓口で世帯主変更の届出をしてください。

令和3年3月～

担当する課名等	問い合わせ先	利用している制度等	手続の内容
市民課 (第1庁舎1階)	内線 1123 } 内線 1744 } 内線 1745 } 内線 1122 }	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録に関する事。 ・ マイナンバーカード、住民基本台帳カードに関する事。 ・ 署名用電子証明書に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続は不要です。 ・ 窓口でカードの住所変更手続をしてください(転居の場合のみ)。 ・ 失効します(転居の場合のみ)ので、引き続き利用する場合は更新手続をしてください。
国保年金課 (第1庁舎1階)	内線 1139 } 内線 1140 } 内線 1143 } 内線 1144 } 内線 1137 } 内線 1138 }	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険に関する事。 ・ 年金に関する事。 ・ 後期高齢者医療に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑と保険証を持参して、手続を行ってください。 ・ 手続は不要です。 ※保険料の免除・納付猶予の承認を受けている場合は、上越年金事務所(025-524-4112)へ連絡してください。 ・ 手続は不要です(新しい保険証は7～10日後に郵送します)。
こども課 (第1庁舎1階)	内線 1162 内線 1703 内線 1711	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども医療費助成に関する事。 ・ 妊産婦医療費助成に関する事。 ・ 児童手当に関する事。 ・ 児童扶養手当に関する事。 ・ ひとり親家庭等の医療費助成に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口で住所変更等の手続を行ってください。
福祉課 (第1庁舎1階) 【福祉総合窓口センター】	内線 1506 内線 1118 内線 1651 内線 1507	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳に関する事。 ・ 障害者医療に関する事。 ・ 障害者手当に関する事。 ・ 障害者福祉サービスに関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳と印鑑、受給者証を持参して手続を行ってください(転居の場合のみ)。
保育課 (第1庁舎2階)	内線 1219 内線 1848	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・認定こども園に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園で住所変更等の手続を行ってください。
健康づくり推進課 (第1庁舎2階)	内線 1228 内線 1160	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の登録に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口で住所変更・飼い主変更(登録が世帯主の場合)の手続を行ってください。
学校教育課 (教育プラザ)	545-9244	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の転校に関する事。 ・ 就学援助に関する事。 ・ 放課後児童クラブに関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で在学証明書と教科書給与証明書を受け取り、転校先の学校へ提出してください(転居により学校区が変わる場合のみ)。 ・ 再度申請が必要な場合があります。 ・ 放課後児童クラブで住所変更等の手続を行ってください。
ガス水道局料金センター (ガス水道局庁舎1階)	522-7030	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス水道の使用開始、中止に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス水道の使用開始、中止する日の2営業日前までにお申込みください。 ・ ガス水道局ホームページからも手続が可能です。